

# 共生型サービス説明会

## (介護サービス事業者向け)

日時:平成30年2月14日(水) 午後3時~午後3時半  
場所:あじさい会館1階ホール

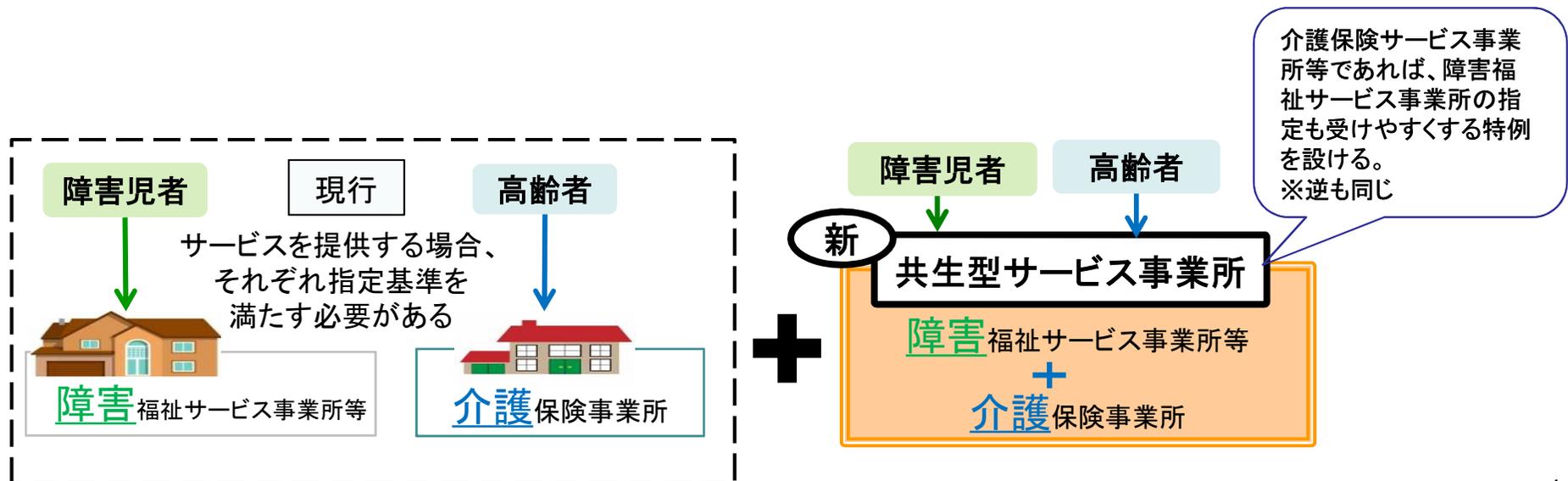
※本資料は厚生労働省作成資料の一部抜粋等を行い作成したものです。  
※内容については、現時点で発表されているものであり、今後変更される可能性があります。



相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課 指定・指導班

# 共生型サービスの趣旨等

- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
  - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
  - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



# 共生型サービスのイメージ

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

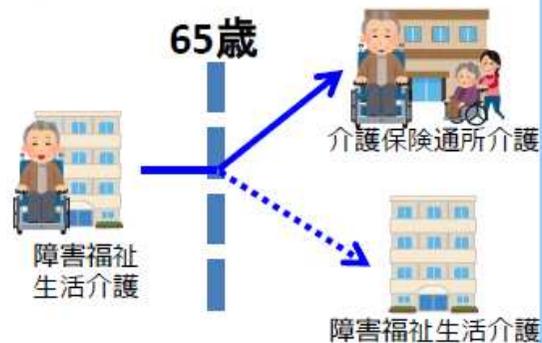
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

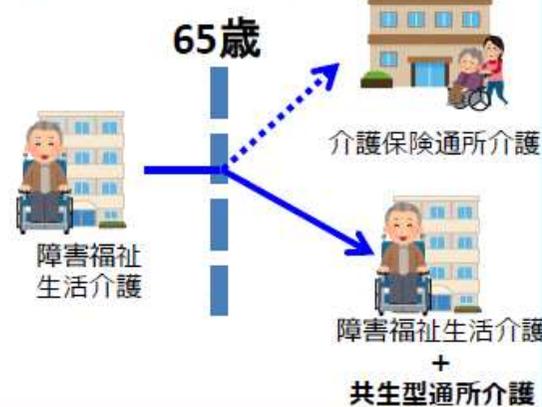
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
  - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
  - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

# 介護保険サービスと障害福祉サービス等の対応関係

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉（障害児含む）両方の制度に相互に共通するサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	↔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	↔	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く）                      自立訓練（機能訓練・生活訓練）                 </div> ↓ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）                      放課後等デイサービス（同上）                 </div>
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	↔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)  ・ 通いサービス  ・ 泊まりサービス  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                         ・ 訪問サービス                     </div>	→	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
			短期入所（泊まり）  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                         居宅介護                          重度訪問介護                     </div> } (訪問) ※共生型サービスの対象外となるが、既存制度に置いて実施可能

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

# 共生型サービスの対象となる障害福祉サービス等の一覧

法令	サービス別	サービスの概要	事業所数※
障害者総合支援法	居宅介護 (共生型居宅介護)	日常生活を営む上で支障のある障害者等を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行うもの。	133
	重度訪問介護 (共生型重度訪問介護)	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時の介護を要するものに対して、居宅において身体介護・家事援助・相談支援等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行うもの。	126
	短期入所 (共生型短期入所)	自宅で介護をする人が病気の場合などに、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所を必要とする障害者等が当該施設に短期間入所し、入浴・排せつなどの介護を受けることができるもの。	25
	生活介護 (共生型生活介護)	常に介護を必要とする障害者に対して、障害者支援施設等において、主に昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの。	54
	自立訓練(機能訓練) (共生型自立訓練(機能訓練))	地域生活を営む上で支援が必要な障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等を提供するもの。	0
	自立訓練(生活訓練) (共生型自立訓練(生活訓練))	地域生活を営む上で支援が必要な障害者に対して、自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などの支援を提供するもの。	7

※事業所数は、平成30年1月1日現在の障害福祉サービス等事業所の数

## 共生型サービスの対象となる障害福祉サービス等の一覧

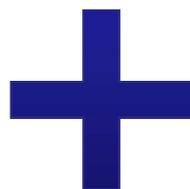
法令	サービス別	サービスの概要	事業所数※
児童福祉法	児童発達支援 (共生型児童発達支援)	障害のある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うもの。	33
	放課後等デイサービス (共生型放課後等デイサービス)	学校通学中の障害のある児童を通所させて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの。	79

※事業所数は、平成30年1月1日現在の障害福祉サービス等事業所の数

共生型サービスを行うためには、

介護サービス事業所としての  
人員配置基準・設備基準を満たすこと

⇒次頁以降に掲載



障害福祉サービス事業所としての  
運営に関する基準を満たすこと

⇒共生型サービスの参入を検討している事業者は要相談のこと

# 共生型居宅介護

## (共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

○指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

○共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

# 共生型重度訪問介護

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

○指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

○共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

# 共生型生活介護

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

○指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

○指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

○共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

# 共生型生活介護

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

※登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、別途規定あり。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

# 共生型生活介護

## 【続き】

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)第83条若しくは第192条又は相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第87号)第45条に規定する基準を満たしていること。

○共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

# 共生型短期入所

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

○指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

○指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

○共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

# 共生型短期入所

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

○共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

## 共生型自立訓練(機能訓練)

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

○指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

○指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

○共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※共生型自立訓練(生活訓練)についても同様に規定

## 共生型自立訓練(機能訓練)

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること

※登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、別途規定あり。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

○共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※共生型自立訓練(生活訓練)についても同様に規定

# 共生型児童発達支援

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

○指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

○指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

○共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※共生型放課後等デイサービスについても同様に規定

## 共生型児童発達支援

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

※登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、別途規定あり。

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

※共生型放課後等デイサービスについても同様に規定

## 共生型児童発達支援

### 【続き】

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

○指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)第83条若しくは第192条又は相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第87号)第45条に規定する基準を満たしていること。

○共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※共生型放課後等デイサービスについても同様に規定

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造

次ページから各サービスの単位数を掲載しておりますので、下記の算出方法で報酬を算出し、指定申請の参考にしてください。

## <算出方法>

事業所に支払われるサービス費＝サービスごとの単位数×地域単価※

### ※地域単価(相模原市(4級地)の場合)

居宅介護・・・・・・・・・・10.72

重度訪問介護・・・・・・・・10.72

生活介護・・・・・・・・・・10.73

自立訓練・・・・・・・・・・10.71

短期入所・・・・・・・・・・10.72

児童発達支援・・・・・・・・10.72

放課後等デイサービス・・10.72

次ページから掲載している報酬算定構造は、厚生労働省作成資料の一部抜粋です。  
詳しくは、厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)

【ホーム】⇒【政策について】⇒【分野別の政策一覧】⇒【福祉・介護】⇒【障害者福祉】⇒【障害者自立支援給付支払等システム関係資料】⇒【報酬算定構造・サービスコード表等】⇒【平成30年4月施行分】⇒

(5)障害福祉サービス費等の報酬算定構造(暫定版)

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造

## 共生型居宅介護サービス費

※居宅介護サービス費と同様です

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	基礎研修課程修了者等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (248単位)									
	(2) 30分以上1時間未満 (392単位)									
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (570単位)									
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (651単位)									
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (732単位)									
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (813単位)									
	(7) 3時間以上 (894単位に30分を増すごとに+81単位)									
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (248単位)									
	(2) 30分以上1時間未満 (392単位)									
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (570単位)									
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (651単位)									
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (732単位)									
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (813単位)									
	(7) 3時間以上 (894単位に30分を増すごとに+81単位)									
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (102単位)									
	(2) 30分以上45分未満 (148単位)									
	(3) 45分以上1時間未満 (191単位)									
	(4) 1時間以上1時間15分未満 (231単位)									
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満 (267単位)									
	(6) 1時間30分以上 (301単位に15分を増すごとに+34単位)									
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (102単位)									
	(2) 30分以上1時間未満 (191単位)									
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (267単位)									
	(4) 1時間30分以上 (335単位に30分を増すごとに+68単位)									
ホ 通院等乗降介助	(98単位)									

# 共生型重度訪問介護サービス費

※重度訪問介護サービス費と同様です

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		重度障害者等の場合	障害支援区分6に該当する者の場合	2人の重度訪問介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	90日以上利用減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ ロ以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100					1人1日 当たり100 単位を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満									
	(3) 1時間30分以上2時間未満									
	(4) 2時間以上2時間30分未満									
	(5) 2時間30分以上3時間未満									
	(6) 3時間以上3時間30分未満									
	(7) 3時間30分以上4時間未満									
	(8) 4時間以上8時間未満 (815単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,170単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,816単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,498単位に30分を増すごとに+80単位)									
ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	×80/100				1回につき 100単位を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満									
	(3) 1時間30分以上2時間未満									
	(4) 2時間以上2時間30分未満									
	(5) 2時間30分以上3時間未満									
	(6) 3時間以上3時間30分未満									
	(7) 3時間30分以上4時間未満									
	(8) 4時間以上8時間未満 (815単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,170単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,816単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,498単位に30分を増すごとに+80単位)									
移動介護加算	イ 1時間未満	(100単位を加算)								
	ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)								
	ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)								
	ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)								
	ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)								
	ヘ 3時間以上	(250単位を加算)								

# 共生型生活介護サービス費

基本部分		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	短時間利用減算	定員81人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合	身体拘束廃止未実施減算	
イ 生活介護サービス費	(1) 定員20人以下	(一) 区分6 (1,283単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	開所時間が4時間未満 × 50 / 100	短時間利用減算	定員81人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合	身体拘束廃止未実施減算
		(二) 区分5 (963単位)										
		(三) 区分4 (683単位)										
		(四) 区分3 (613単位)										
		(五) 区分2以下 (561単位)										
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 区分6 (1,144単位)										
		(二) 区分5 (854単位)										
		(三) 区分4 (601単位)										
		(四) 区分3 (541単位)										
		(五) 区分2以下 (493単位)										
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 区分6 (1,104単位)										
		(二) 区分5 (819単位)										
		(三) 区分4 (570単位)										
		(四) 区分3 (504単位)										
		(五) 区分2以下 (461単位)										
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 区分6 (1,049単位)										
		(二) 区分5 (784単位)										
		(三) 区分4 (551単位)										
		(四) 区分3 (495単位)										
		(五) 区分2以下 (447単位)										
(5) 定員81人以上	(一) 区分6 (1,032単位)											
	(二) 区分5 (768単位)											
	(三) 区分4 (537単位)											
	(四) 区分3 (480単位)											
	(五) 区分2以下 (430単位)											
ロ 共生型生活介護サービス費	(1) 共生型生活介護サービス費 (I) (694単位)											
	(2) 共生型生活介護サービス費 (II) (854単位)											
ハ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費 (I) (694単位)											
	(2) 基準該当生活介護サービス費 (II) (854単位)											
ニ 経過的生活介護サービス費	(別表のとおり)											

# 共生型短期入所サービス費

基本部分		注					
		利用者の数が利用定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束廃止未実施減算	福祉専門職員配置等加算	
二 共生型短期入所サービス費	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	(761単位)	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	単独型で20床以上の場合 × 90/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	福祉専門職員配置等加算
	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	(233単位)					
	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	(958単位)					
	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	(432単位)					
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(761単位)	× 70/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100			(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算
	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(233単位)					

# 共生型自立訓練(機能訓練)サービス費

基本部分		注	注				注	注		
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (791単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100  3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100  5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100  3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	× 95 / 100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
	(2) 定員21人以上40人以下 (707単位)									
	(3) 定員41人以上60人以下 (672単位)									
	(4) 定員61人以上80人以下 (644単位)									
	(5) 定員81人以上 (607単位)									
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (248単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100						1日につき58単位を加算	
	(2) 1時間以上 (570単位)									
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (732単位)									
ハ 共生型機能訓練サービス費 (696単位)		× 965 / 1,000	× 70 / 100							
ニ 基準該当機能訓練サービス費 (696単位)										

# 共生型自立訓練(生活訓練)サービス費

基本部分		注	注					注	注		
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	( 744単位 )	× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
	(2) 定員21人以上40人以下	( 664単位 )									
	(3) 定員41人以上60人以下	( 631単位 )									
	(4) 定員61人以上80人以下	( 606単位 )									
	(5) 定員81人以上	( 570単位 )									
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	( 248単位 )	× 965 / 1,000	× 70 / 100	3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
	(2) 1時間以上	( 570単位 )									
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練	( 732単位 )									
ホ 共生型生活訓練サービス費	( 661単位 )	× 965 / 1,000	× 70 / 100								
ハ 基準該当生活訓練サービス費	( 661単位 )									1日につき58単位を加算	



# 共生型放課後等デイサービス給付費

基本部分		利用者の数が利用定員を超える場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	共生型サービス体制強化加算
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	授業終了後に行う場合 ( 427単位 )					
	休業日に行う場合 ( 551単位 )	4時間未満 × 70 / 100 4時間以上6時間未満 × 85 / 100	4時間未満 × 70 / 100 4時間以上6時間未満 × 85 / 100	× 85 / 100 ※平成31年4月1日以降適用	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児発管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位

# 指定申請等について

○今後、国から申請方法・申請様式等が通知され次第、「障害福祉情報サービスかながわ」等を通じてご連絡いたします。※その際、メールでもご連絡いたします。

○出席票兼指定申請意向調査票の提出をお願いいたします。